

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年10月28日（平成28年（行情）諮問第654号）

答申日：平成29年1月31日（平成28年度（行情）答申第702号）

事件名：情報本部文書管理規則35条の「この達の実施に関する細部の事項」
に該当する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『情報本部文書管理規則』（2016.1.27一本本B1634。以下「別件開示請求」という。）第35条「この達の実施に関する細部の事項」に該当する文書に該当するもの全て。※電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月13日付け防官文第8025号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

根拠とした規則にその存在が示唆されているので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるが、該当する行政文書は保有していないことから、不存在につき、原処分を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「根拠とした規則にその存在が示唆されているので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」とし不開示決定処分の取消しを求める。

審査請求人に対しては、別件開示請求において、「情報本部文書管理規則」を開示決定しており、当該規則35条には、「この達の実施に関する細部の事項は、総務部長及び通信所長が定めることができる。」との記載があり、本件開示請求は、当該規則35条に該当するものを求めるものであるが、該当する文書は作成されていない。

また、原処分に当たり行った探索及び本審査請求を受け確実に期するために行った再度の探索においても、該当する行政文書の保有は確認できなかった。

よって、審査請求人の主張は当たらず、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月20日 審議
- ④ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「情報本部文書管理規則」（以下「規則」という。）の35条に記載されている「この達の実施に関する細部の事項は、総務部長及び通信所長が定めることができる。」という規定に基づいて作成された文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人が引用している条項は、規則の範囲内で、より詳細な規定が必要な場合等に対応できるようにするための条項であり、そのような必要は生じなかったことから、本件対象文書は、作成も取得もしていないとのことであり、また、規則は、平成23年4月1日に情報本部行政文書管理規則に全部改正されたとのことであった。

諮問庁から規則の提示を受けて確認したところ、当該条項の規定の趣旨を踏まえると、規則35条に基づき総務部長及び通信所長が規則の実施に必要な事項を定める必要が生じなかったことから本件対象文書を保有していないという諮問庁の上記説明は、不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「存否を確認した結果、当該行政文書を保有していなかった」旨記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は

取得していないのか，あるいは作成又は取得した後に，廃棄又は亡失したのかなど，なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって，原処分における理由付記は，行政手続法 8 条の趣旨に照らし，適切さを欠くものであり，処分庁においては，今後の対応において，上記の点につき留意すべきである。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久